

【議論のポイント】

①「表現された思想又は感情を享受」とは？

①- 1

音楽教室でのレッスン用に音楽を利用する行為は、表現された思想又は感情の享受といえるのか？

①- 2

パロディー目的も当てはまるか？

②個別権利制限か包括的一般的な規定のどちらがより望ましいか？

①「表現された思想又は感情を享受」とは？

◆柔軟な権利制限規定ガイドラインにおける、第30条の4についての考え方

<ポイント>

- ・ 「表現された思想又は感情を享受」とは、視聴者等の知覚又は精神的欲求を満たしうることに向けられた行為であるか否かという観点から判断される。
- ・ 「享受」を目的とする行為に該当するか否かの認定に当たっては、行為者の主観に関する主張のほか、利用行為の態様や利用に至る経緯等の客観的・外形的な状況も含めて総合的に考慮されることとなる（GL_p.7）。
- ・ 30条の4では「享受」の目的がないことが要件とされているため、仮に主たる目的が「享受」でないとしても、同時に「享受」の目的もあるような場合には、本条の適用はないものと考えられる（GL_p.8）。

<参考 ガイドライン上の詳細な解説>

・法第30条の4柱書（GL_p.38）

本条は、柱書において、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」を権利制限の対象としている。ここにいう「享受」とは、一般的には「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わいたのしむこと」を意味するとされており、ある行為が本条に規定する「著作物に表現された

思想又は感情」の「享受」を目的とする行為に該当するか否かは、先に述べた立法趣旨及び「享受」の一般的な語義を踏まえ、著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点から判断されることとなるものと考えられる。例えば、美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為は、通常、画像の歪みのなさや色合いの再現性等、開発中のカメラ等が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを専ら目的として行われるものであり、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。また、複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為は、通常、インクや金箔の見え方や耐久度等、開発対象の和紙が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを専ら目的として行われるものであり、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。

もっとも、和紙の機能、性能の確認のための試験に社会通念上必要な範囲を超えて著作物の利用を行うような場合は、利用態様に照らして享受を目的としているとの評価がなされる可能性もあることに留意が必要である。

なお、本条では「享受」の目的がないことが要件とされているため、仮に主たる目的が「享受」のほかにあったとしても、同時に「享受」の目的もあるような場合には、本条の適用はないものと考えられる。例えば、家電量販店等においてテレビの画質の差を比較できるよう市販のブルーレイディスクの映像を常時流す（上映）行為については、店側としては来店客に機器の性能の差を比較させる点を目的としているとしても、来店客が映像の視聴等を通じて、その知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることも容易に想定される。このような場合においては、店舗としても来店客が機器の性能の確認をせずに単に著作物に表現された思想又は感情を享受する可能性があることを認識しつつ、それを防ぐ特段の措置も採らずに映像を流しているものと評価できるため、当該行為が行われている客観的な状況を踏まえると、同時に「享受」の目的もあると認められることから、本条は適用されないものと考えられる。また、漫画の作画技術を身につけさせることを目的として、民間のカルチャー教室等で手本とすべき著名な漫画を複製して受講者に参考とさせるために配布したり、購入した漫画を手本にして受講者が模写したり、模写した作品をスクリーンに映してその出来映えを吟味してみたりするといった

行為については、たとえその主たる目的が作画技術を身につける点にあると称したとしても、一般的に同時に「享受」の目的もあると認められることから、法第 30 条の 4 は適用されないものと考えられる。

「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為に該当するか否かの認定は、行為者の主観に関する主張のほか、利用行為の態様や利用に至る経緯等の客観的・外形的な状況も含めて総合的に考慮されるものである。例えば、人を感動させるような映像表現の技術開発目的であると称して多くの一般人を招待して映画の試験上映会を行うような場合は、客観的・外形的な状況を踏まえると、当該映画の上映を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けて上映行為が行われていると認定されるものと考えられる。

このように、とりわけ人の知覚による表現の認識を伴う場合において、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為に該当するか否かについては、本条が営利目的で著作物を利用する場合も含めて幅広く権利制限を認めていることを含め、本条の立法趣旨及び「享受」の一般的な語義を、十分に踏まえて慎重に判断される必要がある。

◆①-1

音楽教室でのレッスン用に音楽を利用する行為は、表現された思想又は感情の享受といえるのか？

・音楽教室を巡る裁判

音楽教育を守る会の主張

「音楽著作物の価値は人に感動を与えるところにあるが、音楽教室での教師の演奏、生徒の演奏いずれも音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏ではなく、『聞かせることを目的』とはしていない」

JASRACの主張

「音楽教室の演奏も、自分や先生に聞かせるもので演奏権は働く」

<参考 音楽教室での教育課程や著作物使用態様目録など>

・平成29年07月27日付 原告訴状（別紙 教育課程目録より）

1 音楽を体系的に教育する課程

1歳児からの幼児期から少年期を対象として、幼児期からの音感教育、体感教育を通じて、音程、メロディ（旋律）、テンポ（4分音符や8分音符等の音の長さや発音の間隔）、リズム、ハーモニー（和音）、拍子（三拍子、四拍子等）等を体得するために、聞く、歌う、楽器に触れる、楽譜を読む、和音構成、作曲方法という音楽の基本について教える教育課程であり、これにより音楽を聞いて感じた情景を頭に思い描く、絵を見てその情景を表現する曲を作曲する、初見の楽譜を見て正確に演奏でき、また歌唱できるように教育するものである。

（中略）1対1の個人レッスンと1名の教師が複数名の生徒を指導するグループレッスンがあり、グループレッスンの場合でも、受講する生徒の人数は、通常3名ないし5名であり、最大でも10名である。

（中略）授業で使用する楽曲は、被告管理楽曲ではない曲が大部分である。

2 特定の楽器の演奏技術を教育する課程

楽曲の持つ作曲家・作詞家が表現しようとしている音楽の思想・情感等の曲を表現するための正しい音程、旋律、テンポ、リズム、抑揚等を再現できるように演奏技術を習得させることを目的として、ピアノ、電子オルガンその他の鍵盤楽器、バイオリン等の弦楽器、フルート等の管楽器、ギター・ベース、ドラム、ボーカル、その他民族楽器の演奏技術を教授する教育課程である。

（中略）教師と生徒が1対1の個人レッスンと1名の教師が複数名の生徒を指導するグループレッスンがあり、グループレッスンの場合でも、受講する生徒の人数は、通常3名ないし5名、最大でも10名である。（後略）

・平成 29 年 07 月 27 日付 原告訴状（別紙 著作物使用態様目録 より）

（前出 1. 音楽を体系的に教育する課程について）

1 使用態様 1（音楽を体系的に教育する課程における教師の演奏）

音楽を体系的に教授する手段及び演奏技術を教授することを目的として、音程、メロディ（旋律）、リズム、ハーモニー（和音）、テンポ（四分音符とか八分音符等の音の長さ）、拍子（3拍子とか4拍子等）、抑揚等の楽曲の要素を演奏によって体感認識させることにより、当該楽曲のこれら要素の構成及び情動感を生徒に認識、理解、体得させるため、及び演奏技術の模倣の対象を示すために、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、または1曲を通して、教師が生徒に対して行う演奏（以下、「演奏」には歌唱を含む。）。

2 使用態様 2（音楽を体系的に教育する課程における生徒の演奏）

音楽を体系的に教授する手段及び演奏技術を教授することを目的として、生徒が、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、または1曲を通して、練習するための演奏及び練習の成果を教師に示すための演奏。

3 使用態様 3（音楽を体系的に教育する課程における録音物の再生演奏 1）

音楽を体系的に教授する手段及び演奏技術を教授することを目的として、音程、メロディ（旋律）、リズム、ハーモニー（和音）、テンポ（四分音符とか八分音符等の音の長さ）、拍子（3拍子とか4拍子等）、抑揚等の楽曲の要素を演奏によって体感認識させることにより、当該楽曲のこれら要素の構成及び情動感を生徒に認識、理解させるため、及び演奏技術の模倣の対象として、生徒に対して示すCD等の録音物の再生演奏。上記再生演奏は、授業の進捗や生徒の習熟度、理解度に応じて、一部の小節だけの場合もあれば、1曲を通してのこともあり、また音程、テンポ、リズムその他の要素を変えたり、特定のパートや楽器を除いて聞かせることがある。

4 使用態様 4（音楽を体系的に教育する課程における録音物の再生演奏 2）

音楽を体系的に教授する手段及び演奏技術を教授することを目的として、合奏における演奏技術を教授する手段として、教授対象の楽器のパートの演奏のみが含まれていない合奏の演奏及び全てのパートの合奏の演奏を、生徒の演奏の合奏の相手とする目的で、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、または稀に1曲を通して、生徒に対して行うCDなど楽曲の録音物の再生演奏。

上記再生演奏は、授業の進捗や生徒の習熟度、理解度に応じて様々であり、一部の小節だけの場合もあれば、1曲を通してのこともあり、また音程、テンポ、リズム、その他の要素を変えたり、特定のパートや楽器を除いて聞かせることがある。

（前出 2. 特定の楽器の演奏技術を教育する課程について）

5 使用態様 5（特定の楽器の演奏技術を教育する課程における教師の演奏）

演奏技術を教授することを目的として、音程、メロディ（旋律）、リズム、ハーモニー（和音）、テンポ（四分音符とか八分音符等の音の長さ）、拍子（3拍子とか4拍子等）、抑揚等の楽曲の要素を演奏によって体感認識させることにより、当該楽曲のこれら要素の構成及び情動感を生徒に認識、理解、体得させること及び演奏技術の模倣の対象を示すために、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、または1曲を通して、教師が生徒に対して行う演奏。

6 使用態様6（特定の楽器の演奏技術を教育する課程における生徒の演奏）

生徒が、演奏技術を学習することを目的として、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、または稀に1曲を通して、練習するための演奏及び練習の成果を教師に示すための演奏。

7 使用態様7（特定の楽器の演奏技術を教育する課程における録音物の再生演奏1）

音楽を体系的に教授する手段または演奏技術を教授することを目的として、音程、メロディ（旋律）、リズム、ハーモニー（和音）、テンポ（四分音符とか八分音符等の音の長さ）、拍子（3拍子とか4拍子等）、抑揚等の楽曲の要素を演奏によって体感認識させることにより、当該楽曲のこれら要素の構成及び情動感を生徒に認識、理解させること及び演奏技術の模倣の対象として、生徒に対して示すCD等の録音物の再生演奏。

上記再生演奏は、授業の進捗や生徒の習熟度、理解度に応じて、一部の小節だけの場合もあれば、一曲を通して演奏することもあり、また音程、リズム、テンポ、その他の要素を変えたり、特定のパートや楽器を除いて聞かせることがある。

8 使用態様8（特定の楽器の演奏技術を教育する課程における録音物の再生演奏2）

合奏における演奏技術を教授する手段として、教授対象の楽器のパートの演奏のみが含まれていない合奏の演奏及び全てのパートの合奏の演奏を、生徒の演奏の合奏の相手とする目的で、楽曲を1小節ないし数小節の単位で、及び1曲を通して、生徒に対して行うCDなど楽曲の録音物の再生演奏。

上記再生演奏は、授業の進捗や生徒の習熟度、理解度に応じて様々であり、一部の小節だけの場合もあれば、1曲を通してのこともあり、また音程、リズム、テンポ、その他の要素を変えたり、特定のパートや楽器を除いて聞かせることがある。

◆①-2

パロディー目的も当てはまるか？

<参考 パロディー事件>

- ・ パロディ・モンタージュ事件第一控訴審判決（東京高判昭和 51 年 5 月 19 日判タ 336 号 194 頁）

「〔本件モンタージュ写真には〕本件写真の主要部分たる雪山の景観がそのまま利用されているけれども、作品上、これに巨大なタイヤの映像を組み合わせることによつて、一挙に虚構の世界が出現し、そのため、本件写真に表現された思想、感情自体が風刺、揶揄の対象に転換されてしまつてということが看守される（本件モンタージュ写真が本件写真の思想、感情を全く改変してしまつてゐることは被控訴人自身の認めるところである。）」

<参考 文化庁 HP「著作物が自由に使える場合」より>

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
- (4) 出所の明示がなされていること。（第 48 条）

（参照：最判昭和 55 年 3 月 28 日「パロディー事件」）

② 個別権利制限か包括的一般的な規定のどちらがより望ましいか？

<参考 フェアユースとの対比>

- ・日本の権利制限規定

著作物の利用には著作権者の許可を要求して保護する一方、許可がなくても利用できる権利制限規定を設けて利用者に配慮している。権利制限規定は、私的使用、引用など一つひとつ具体的な事例をあげている。

- ・米国のフェアユース規定（包括的一般的な規定）

どの事例にも使える包括的一般的なフェアユース規定を採用している。フェアユース規定とは、利用目的が公正（フェア）であれば、著作権者の許可がなくても著作物利用できる規定のこと。

【権利制限の柔軟性の選択肢】

著作権の権利制限が正当化される主な視点	総合考慮型	一定の柔軟性ある権利制限規定(例)	
	米・フェアユース型	受け皿規定(※1)	著作物の表現を享受しない利用(C類型)(※2)
① 利用行為の目的や社会的要請	総合考慮	総合考慮	総合考慮
② 利用行為の性質・態様		「第〇条から〇条までの規定に掲げる行為のほか、…やむを得ないと認められる場合」	「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」
③ 民間での取引の成立可能性		総合考慮	総合考慮

※1 既存の権利制限の対象となっている行為と同等と評価しうる利用についての受け皿規定

※2 著作物のデータの利用の特徴である「著作物の表現を享受しない」態様に注目して権利制限を設けるとの考え方

<出典：知的財産戦略本部次世代知財システム検討委員会報告書 2016年4月>